

「海部医療圏保健医療計画」の見直しについて

1 背景、経緯、根拠法令等

都道府県は、医療法第30条の4第1項において、都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（医療計画）を定め、同法第30条の6第2項により少なくとも6年（平成27年4月1日から改正。従来は5年）ごとに見直しを行うものとされている。

本県では、「**愛知県地域保健医療計画**」を策定し、5年間の計画期間で策定してきたが、医療法の一部改正等に伴い、期間の途中においても随時見直しを行ってきており、前回は、平成25年3月に見直しを行い、平成25年度から平成29年度の5年間の計画を策定していることから、**平成30年3月までに見直しを行う必要がある**。

また、平成26年6月の医療法改正により、同法第30条の4第2項第7号及び第8号において、都道府県において医療計画の一部として策定することとされた「地域医療構想」について、同法第30条の14により、構想区域ごとに「協議の場」を設け地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとされていることから、平成28年10月に策定した「**愛知県地域医療構想**」の達成を推進する「**協議の場**」として**地域医療構想推進委員会を設置し、協議を行う**。

	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
基準病床数の見直し	平成18年度～22年度					平成23年度～27年度					28・29年度	見直し		
医療法改正等による見直し前の計画	第4回見直し(平成18年度～22年度)					第6回見直し(平成23年度～27年度)						30年度～35年度		
医療法改正等による見直し		医療法改正(第5回見直し) 平成20年度～24年度				医療計画作成指針等改正 (第7回見直し)平成25年度～29年度								
地域医療構想 (医療計画の一部)											策定	推進		

2 計画期間

平成30年度から平成35年度まで（6年間）

3 本県の見直し方針

- (1) 次期医療計画は、引き続き**県全体の計画**である「**愛知県地域保健医療計画**」（以下「**県計画**」という。）と、**2次医療圏ごとの計画**である「**愛知県医療圏保健医療計画**」（以下「**圏域計画**」という。）で構成する。

津島保健所管内は「海部医療圏」で、圏域計画は「**海部医療圏保健医療計画**」。

- (2) 2次医療圏については、現行医療計画で定めている12医療圏のうち、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合し、11医療圏とする。
- (3) 基準病床数については、国が新たに示した算定方法に基づき見直しを行う。
- (4) 現行の医療計画をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。

- (5) 次期医療計画と同時改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図る。

なお、国は整合性を確保するため、都道府県や市町村関係者による協議の場を設置することを求めているため、本県では2次医療圏ごとに設置している圏域保健医療福祉推進会議で協議予定。（※市町村との協議の具体的な進め方については、現在、国において検討中であり、おって具体的な内容が示される予定。）

- (6) 次期周産期医療体制整備計画は、医療計画の「周産期医療対策」に一本化させる。

4 見直しスケジュール

年月	県計画	海部医療圏保健医療計画	調査
29年 4～6月	(たたき台案作成)	(たたき台案作成) 関係機関へ照会	
7月	H29.7.7 県医療体制部会 (素案検討)	(素案作成) H29.7.31 第1回海部医療圏保健医療計画策定委員会 (素案検討)	患者 一日 実態 調査
8月		(素案修正・原案作成) H29.8.25 第1回海部圏域保健医療福祉推進会議 (原案検討) 〈8月31日までに原案を本庁へ提出〉 同日 第1回海部構想区域地域医療構想推進委員会	
10月	県医療体制部会 (試案検討)		
11月	県医療審議会 (原案の決定)		
12月	市町村、三師会等へ意見照会 パブリックコメントの実施		
30年 1月		第2回海部医療圏保健医療計画策定委員会 (原案修正・案作成)	
2月	県医療体制部会 (案検討)	第2回海部圏域保健医療福祉推進会議 (案検討) 第2回海部構想区域地域医療構想推進委員会	
3月	県医療審議会(答申) ⇒<策定>		